マンション管理状況届出書の記入について

届出制度について

マンションは私有財産の集合体であることから、本来は区分所有者等で構成される管理組合が主体的に管理を行うものです。しかし、理事の担い手不足や管理への無関心などにより管理組合の機能が低下し、マンションが適切に維持管理されなくなると、最終的には管理不全に陥る恐れがあります。

特に吹田市では、市内全世帯数のうちの3割を超える世帯がマンションに居住しているため、管理不全のマンションが発生すると、吹田市全体に対しても様々な面において多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで吹田市では、管理組合によるマンションの自律的で適正な管理を推進するため、**吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例**を制定しました。この条例では、マンションの管理状況に関する届出を義務化することで、管理実態に応じた適切な支援を行うことを目的としています。

※この届出は、マンション管理適正化法に基づく「マンション管理計画認定制度」ではありません。

届出が必要なマンション

吹田市内の全ての分譲マンション ※市内全ての管理組合が対象

届出者

マンション管理組合の理事長等

※理事長とは別に管理者を定めているマンション:管理者

管理者等を定めていないマンション : 区分所有者の代表者

(届出期間中に理事長又は管理者が交代される場合は、新しい理事長又は管理者が届出をしてください。)

届出期間

令和5年9月30日(土)まで

届出方法

郵送または電子申込システム

※郵送で提出される場合は、封筒に「管理状況届出書」と記載をお願いします。 封筒・切手等は届出者が御用意ください。



届出に関しての注意事項

- ① 管理規約・長期修繕計画・管理委託契約書等を参照のうえ記入してください。 なお、提出は届出書のみで構いません。管理規約や長期修繕計画の添付は不要です。
- ② 1つの管理組合が複数棟を管理している場合は、全体の管理組合の代表者が提出してください。
- ③ 届出内容に変更があったときは、30 日以内に変更した内容について届出をしてください。
- ④ 届出は5年ごとの更新が必要です(次回の更新は令和10年度になります)。
- ⑤ 届出にあたって<u>総会や理事会等の決議を要する規定は本条例にはありません</u>。 それぞれの管理組合の規約等に基づき提出してください。
- ⑥ その他届出に関して御不明な点は、4 ページに記載の連絡先までお問い合わせください。

【届出者】 年 月 日

全ての項目を正確に記入してください。 (E-mail の記入は任意です。)

【届出者】	□ 管理者等 □ 区分所有者等の代表者
届出者氏名	
住所	□ 下記所在地と同じ〔 〕号室□ 下記所在地と異なる【 〕
電話番号	
E-mail	

届出者

届出者の住所について、マンション所在地と同じであれば、お部屋番号のみ、 棟番号等がある場合は、棟名とお部屋番号を記入してください。 住所がマンション所在地と異なる場合は、〔〕内に住所を記入してください。

【1 マンションの概要】

概ね管理規約に記載されている 内容です。

登記事項証明書 建築基準法に基づく完了検査済証 管理委託契約書

等を参照してください。

1 マンションの概要

2	マンション名								
3	所在地	〒 (- 吹田市)						
4	戸数	全戸	階数	地上	階・地下	階			
5	新築年月	(西暦)	年						
6	駐車場	□ ある□ ない	→ □ 平面式・自走式台 □ 機械式台 合計						
7	併設用途	□ ない (住戸のみ) □ 店舗・事務所 □ その他〔							
8	管理形態	□ 自主管理 □ 管理委託→ (一部委託含む) □ その他 →	管理会社名 (支店名まで記入) 住所 電話番号						

2	マンション名	マンションの名称を記入してください。
3	所在地	マンションの所在地を記入してください。
4	戸数、階数	住戸の戸数、地上・地下の階数を記入してください。
5	新築年月日	登記事項証明書に記載されている年月又は建築基準法に基づく完了検査済証の 交付年月を記入してください。
6	駐車場	平面式・自走式、機械式(エレベーター式を含む)の別に整備台数を記入してください。
7	併設用途	当てはまるものにチェックしてください。 店舗・事務所以外に併設用途がある場合は〔 〕に記入してください。
8	管理形態	自主管理、管理委託(一部委託含む)の別について記入してください。 管理会社と管理委託契約を交わしている場合は、管理会社の名前等も記入して ください。

【2 適切な管理に関する事項】

2 適切な管理に関する事項

				_ 1077 51 11 11	1747	- , ,,	_					
管理規約 総会議事録等 長期修繕計画			9	管理組合		ある ない	→		の状況】 ンションのみを ^タ マンションを管 ^ラ			棟
			10	管理規約		ある ない	→	【最終改正	年】(西暦)	年		
等	を参照してください。		Ū	管理者等		いる いない	→	【管理規約 □ 管理組 □ その他	合理事長)
			12	総会の開催		回以上の している していない		1	【議事録の □ して □ して	いる		
			13	管理費		<u>ある</u> ない	→	【㎡あたり月		円/m²		
			14	修繕積立金		あるない	→	【㎡あたり月	額】		【積立方法】 □ 均等積立力 □ 段階増額積	
			15	他の積立金			ョンの	解体費用			み) の建替え費用	
			16	大規模な 修繕工事		実施した実施して		→ ·	【直近実施年】	】(西暦)	年	
			17	長期修繕計画		ある ない	→	【計画期間】	ケ (T E)	<i></i>	【最新作成(
[(西暦)	年 ~ (西暦)	年_	(西暦)	年
9	管理組合	複数の ² さい。	マンシ	ションを管	理し	ノてい	る管	管理組合り	よ、団地内	の棟数も	記入して	くだ
10	管理規約	作成又に	は直流	近の改正年	月を	を西暦	で記	己入してく	ください。			
	管理者等	管理規約	的で気	定めている	管理	里者等	を記	己入してく	ください。			
12	総会の開催	当てはる	まるも	ちのにチェ	ック	ウ して	くた	どさい。				
	管理費	「ある」 算出し [*]			た場	易合、	下記	己の算出え	方法を参考	に㎡当力	とり月額を	Ė
13		管理費の総額(1か月分) 管理費の㎡当たり月額= <u>専有部分の面積(㎡)の合計</u>										
		-							直を記入し		えい。	
		下記の領	章出ス	方法を参考	Cn	•			出してくだ			
		修繕積立金の㎡当たり月額= <u>修繕積立金の総額+専用使用料等(1か月分)</u> 専有部分の面積(㎡)の合計										
14	修繕積立金			-					直を記入し			
		「均等和	責立ス						チェックし 『中、必要			てる
		方式ででいる。	, ,	責立方式」	とに	は、当社	刃の)積立額を	ど抑え段階	的に値上	上げする方	i式で
15	他の積立金	修繕積立い。	立金山	以外に積立	をし	してい	る場	易合、該当	当するもの	にチェッ	クしてく	ださ
16	大規模な修繕工事	直近に気	実施し	した年(西	i暦)	を記	入し	てくだる	さい。			
17	長期修繕計画	現在のよください		多繕計画の	計画	 町期間	(西	- 百暦)と最	景新作成年	又は更新	行年を記入	して

【3 その他】

3 その他

18	耐震性能	【耐震診断】 □ 実施済 □ 未実施 □ 対象外 (1981年5月31日以降に建築確認を受けたマンション) □ 耐震性あり □ 未実施	
19	管理組合の 防災訓練	□ 定期的に実施している□ 不定期に実施している□ 実施していない	
20	地域活動への参加	□ 親睦活動など□ 防災訓練など□ 地域の清掃など□ その他〔□ 特になし	

18	耐震性能	昭和 56 年 (1981 年) 5 月 31 日以前に建築基準法に基づく建築確認済証の 交付を受けたマンションは、耐震診断について回答してください。 昭和 56 年 (1981 年) 6 月 1 日以降に建築確認済証の交付を受けた、新耐震 基準のマンションは、対象外を選択してください。
19	管理組合の防災訓練	管理組合が マンション内で 実施している消防訓練などの実施状況について 当てはまるものにチェックしてください。 (消防設備の点検とは異なります)
20	地域活動への参加	マンション内のコミュニティ形成に向けては、地域貢献も有効な手法です。 管理組合からの地域活動への参加状況について当てはまるものにチェック してください。 親睦活動の例:夏祭り、体育祭、文化祭、レクリエーションなど 防災訓練の例:防災、防火、防犯、交通安全などの安心安全活動

【4 郵送先】

市からの郵送物の送付先について お伺いします。

届出後に変更があった場合も変更 届にてお知らせください。

4 郵送先

	□ 管理組合ポスト	
21 宛名等	□ その他〔管理組合(管理者)宛の郵便物の宛名:)
22 宛先住所	マンションの所在地と異なる場合は御記入ください。	

21	宛名等	該当するものにチェックをしてください。 管理組合のポストが設置されていない場合は、宛名を〔 〕に記入してくだ さい。
22	宛先住所	郵送先の住所がマンションの所在地と異なる場合は記入してください。 所在地以降に追記が必要な場合も、この欄を使ってその旨お知らせください。

届出書に記載いただいた情報は、住宅政策に関する施策の実施にあたっての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、**行政目的以外に利用することはありません**。

【届出·問合せ先】吹田市 都市計画部 住宅政策室 民間住宅支援担当(低層棟3階)

吹田市泉町一丁目3番40号

TEL:06-6384-1928 FAX:06-6368-9902 メールアドレス:jutaksei@city.suita.osaka.jp